

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和4年6月29日（水）午後4時00分～
役場2F ミーティング室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議 事

1) 国民健康保険税算定方式の見直しについて

2) その他

5 その他

6 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：令和4年1月1日～令和6年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	村 上 富 重	
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	橋 本 町 子	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	
公 益 代 表	山 本 淳	会長
	西 浦 晶 義	
	中 島 玉 江	
	岡 田 美恵子	
計	12 名	

令和4年度（第2回）

岩美町国民健康保険運営協議会資料

日時：令和4年6月29日（水）午後4時00分～

場所：岩美町役場 ミーティング室

岩 美 町

国民健康保険税算定方式の見直しについて

協議事項

岩美町では現在、国民健康保険税の算定方式について、所得割、資産割、均等割、平等割による4方式を採用しているが、資産割を廃止した3方式への変更を検討している。

そこで、資産割の廃止について、廃止とした場合はその時期、及び保険税の賦課割合について諮問する。

1. 資産割の廃止について

「資産割」は、資産の多寡等によって税負担力を捉える制度であるが、昨今の社会情勢に必ずしもそぐわなくなっている。資産割の対象となる資産には、住宅等の収益性のない資産が多く、負担能力と比例せず、低所得者に負担となっている。

また、固定資産税が課税されたうえに、国保税の中でも資産割が賦課され、二重の負担感が生じている。

町外の資産については、その固定資産税の算定に関する情報が町では把握できないため、資産割が課されないという不公平も生じている。

さらに、平成30年度の制度改革により国民健康保険は都道府県が保険者となり、今後は保険税負担についても平準化がすすめられることとなる。平準化のための準備の一つとして保険料（税）の算定方式を4方式から3方式に統一することがあるが、県内市町村が資産割を廃止した状況を見ると、平成30年度2市、令和元年度1町、令和2年度3市町、令和3年度3町となっており、昨年度までに19市町村のうち9市町が3方式へ移行している。

資産割を廃止すると、保険税の半分を占める応能割が所得割のみとなり、保険税の収納額が経済の動向に左右されやすくなるというデメリットはあるが、平成30年度の制度改革では、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者支援制度が設けられ、鳥取県独自でも低所得者の保険料軽減分を公費で支援する制度を設けている。

以上のことから、町として、令和5年度に資産割を廃止し、3方式での国民健康保険税算定を行いたいと考える。

（参考）制度による保険料（税）算定方法の違い

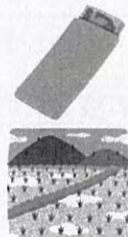
制度	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
国保 4方式	○	○	○	○
国保 3方式	○		○	○
後期高齢者医療制度	○		○	
その他社会保険等	○			

2. 資産割分の割当先について

資産割を廃止した場合、資産割で算定していた保険税額を、所得割、均等割、平等割のいずれかに割り当てる必要があり、負担が増える被保険者が発生する。

(参考) もし必要な保険税が100万円だったら(割当例)

(指定のない数字の単位: 万円)

パターン	所得割	資産割	均等割	平等割	応能割が			
					① 所得割のみ 	② 所得割+資産割 	③ 資産割のみ 	④ どちらも ない
					14% 243 世帯	42% 717 世帯	20% 347 世帯	24% 417 世帯
4方式	40	10	35	15				
A	50 (+10)		35 (±0)	15 (±0)	 増額	 資産割が減 所得割が増	 減額	 影響なし
B	40 (±0)		42 (+7)	18 (+3)	 増額	 資産割が減 均等割・平等割が増		 増額
C1	44 (+4)		39 (+4)	17 (+2)	Bと同じだが、 均等割・平等割の増幅が抑えられる。			
C2	46 (+6)		38 (+3)	16 (+1)				

【参考】令和4年度の国民健康保険税率の算定方法

保険事業に係る費用の内、被保険者が負担する額を所得割（前年中の所得）、資産割（所有する固定資産）、均等割（加入者数）、平等割（世帯数）の4つに分け（4方式）、それぞれの数値を基に算定している。

【医療給付費分の令和4年度税率算定時の歳入予算】

保険税		県支出金	一般会計繰入金	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 132, 100 千円	滞納分 10, 233 千円	1, 166, 775 千円	77, 299 千円	29, 009 千円	336 千円
収納見込額 132, 100 千円		未納見込額 6, 953 千円	軽減見込額		
調定見込額 139, 053 千円			30, 948 千円		
軽減前の額 170, 001 千円					



応能割 50%		応益割 50%	
所得割 40%	資産割 10%	均等割 35%	平等割 15%
68,001 千円	17,000 千円	59,500 千円	25,500 千円

○4方式の負担割合

国民健康保険税の総額を100とした場合、担税力に応じて負担する割合（応能割）と受益者の負担する割合（応益割）を50：50とし、さらに応能割を所得割40：資産割10、応益割を均等割35：平等割15の割合としている。

○4方式の税率算定

前述により振り分けた額を、それぞれの基礎数値で割り戻し税率を算定する。

- ・所得割の基礎数値：被保険者全員の前年中所得金額を基とした額の合算額
- ・資産割の基礎数値：被保険者全員の固定資産税額の合算額
- ・均等割の基礎数値：被保険者数
- ・平等割の基礎数値：被保険者の世帯数

【令和4年度国民健康保険税額の算定式】

	所得割額		資産割額		均等割額		平等割額		合 計
	前年の 総所得金額 －43 万円 ×		令和4年度 固定資産税額 ×		被保険者数 ×		1 世帯		課税限度額
医療分	税率 (7.0%)	+	(27.6%)	+	22,590 円	+	16,030 円	=	65 万円
後期分	税率 (2.8%)		(10.8%)		8,810 円		6,250 円		20 万円
介護分	税率 (2.5%)		(17.2%)		9,220 円		4,910 円		17 万円
									102 万円

総所得金額：収入から必要経費を控除した後の金額。

（給与収入の場合は給与所得控除後の金額、公的年金収入の場合は公的年金控除後の金額）

土地・建物を譲渡した場合は、特別控除（5,000 万円等）後の譲渡所得に対して所得割がかかります。

年度途中で国保の資格を取得・喪失した場合には月割で計算。

令和4年度(税率算定時)の基礎数値を基準とした試算税率

	令和4年度 (応能50:応益50) 所得割40:資産割10 均等割35:平等割15	パターンA (応能50:応益50) 所得割50 均等割35:平等割15		パターンB (応能40:応益60) 所得割40 均等割42:平等割18		パターンC1 (応能44:応益56) 所得割44 均等割39:平等割17		パターンC2 (応能46:応益54) 所得割46 均等割38:平等割16	
		増減		増減		増減		増減	
医療分	所得割	7.0%	8.6%	1.6	7.3%	0.3	7.9%	0.9	8.1%
	資産割	27.6%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	22,590円	22,590円	-	28,370円	5,780円	25,870円	3,280円	24,970円
	平等割	16,030円	16,030円	-	20,140円	4,110円	18,670円	2,640円	17,410円

後期分	所得割	2.8%	3.5%	0.7	3.0%	0.2	3.2%	0.4	3.3%
	資産割	10.8%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	8,810円	8,810円	-	11,070円	2,260円	10,090円	1,280円	9,740円
	平等割	6,250円	6,250円	-	7,850円	1,600円	7,280円	1,030円	6,790円

介護分	所得割	2.5%	3.1%	0.6	2.6%	0.1	2.8%	0.3	2.9%
	資産割	17.2%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	9,220円	9,220円	-	11,460円	2,240円	10,500円	1,280円	10,150円
	平等割	4,910円	4,910円	-	6,100円	1,190円	5,680円	770円	5,310円

合計	所得割	12.3%	15.2%	2.9	12.9%	0.6	13.9%	1.6	14.3%
	資産割	55.6%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	40,620円	40,620円	-	50,900円	10,280円	46,460円	5,840円	44,860円
	平等割	27,190円	27,190円	-	34,090円	6,900円	31,630円	4,440円	29,510円

国保税算定方式見直しスケジュール

[illegible]

国民健康保険税の算定方式の見直しについて

国民健康保険は、被保険者が病気やけがをされたときに安心して医療を受けることができるよう、加入者の納める保険税などで運営している。

今回の改正では、「資産割」を廃止し、算定方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更する。

4 方式	応能分 (被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される。)	所得割	加入者の所得に応じて算出 前年の所得に応じて賦課 (基準総所得額×税率)
		資産割	固定資産税に応じて算出 (当年度の固定資産税額×税率)
	応益分 (受益に応じて等しく被保険者に賦課される。)	均等割	加入者一人につき定額 (人数×定額)
		平等割	一世帯につき定額 (世帯×定額)



3 方式	所得割	加入者の所得に応じて算出
	均等割	加入者一人につき定額
	平等割	一世帯につき定額

★資産割廃止の主な理由

- ・資産割は、固定資産税に応じて課税されるため、二重課税との捉え方が強い。
- ・資産割は、所得のない方や年金所得だけの方にも課税され、低所得者層の負担となっている。
- ・町外に所有する固定資産は、資産割の算定対象ではないため、被保険者に不公平感が生じる。
- ・他の保険制度（被用者保険、後期高齢者医療保険、介護保険）には資産割がない。
- ・国保の都道府県化の中で将来的な県内保険料（税）の統一の妨げとなる。

令和4年度(税率算定時)の基礎数値を基準とした試算税率

	令和4年度 (応能50:応益50) 所得割40:資産割10 均等割35:平等割15	パターンA (応能50:応益50) 所得割50 均等割35:平等割15		パターンB (応能40:応益60) 所得割40 均等割42:平等割18		パターンC1 (応能44:応益56) 所得割44 均等割39:平等割17		パターンC2 (応能46:応益54) 所得割46 均等割38:平等割16	
		増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
医療分	所得割	7.0%	8.6%	7.3%	0.3	7.9%	0.9	8.1%	1.1
	資産割	27.6%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	22,590円	22,590円	28,370円	5,780円	25,870円	3,280円	24,970円	2,380円
	平等割	16,030円	16,030円	20,140円	4,110円	18,670円	2,640円	17,410円	1,380円

後期分	所得割	2.8%	3.5%	3.0%	0.2	3.2%	0.4	3.3%	0.5
	資産割	10.8%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	8,810円	8,810円	11,070円	2,260円	10,090円	1,280円	9,740円	930円
	平等割	6,250円	6,250円	7,850円	1,600円	7,280円	1,030円	6,790円	540円

介護分	所得割	2.5%	3.1%	2.6%	0.1	2.8%	0.3	2.9%	0.4
	資産割	17.2%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	9,220円	9,220円	11,460円	2,240円	10,500円	1,280円	10,150円	930円
	平等割	4,910円	4,910円	6,100円	1,190円	5,680円	770円	5,310円	400円

合計	所得割	12.3%	15.2%	12.9%	0.6	13.9%	1.6	14.3%	2.0
	資産割	55.6%	-	-	-	-	-	-	-
	均等割	40,620円	40,620円	50,900円	10,280円	46,460円	5,840円	44,860円	4,240円
	平等割	27,190円	27,190円	34,090円	6,900円	31,630円	4,440円	29,510円	2,320円